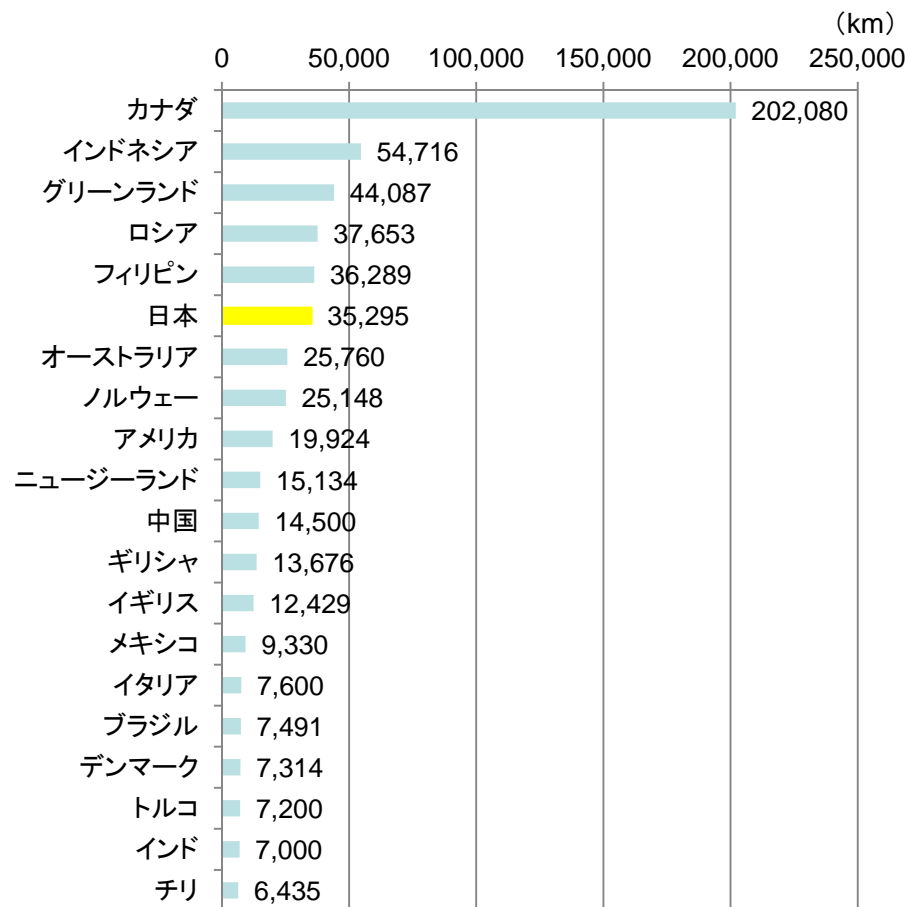


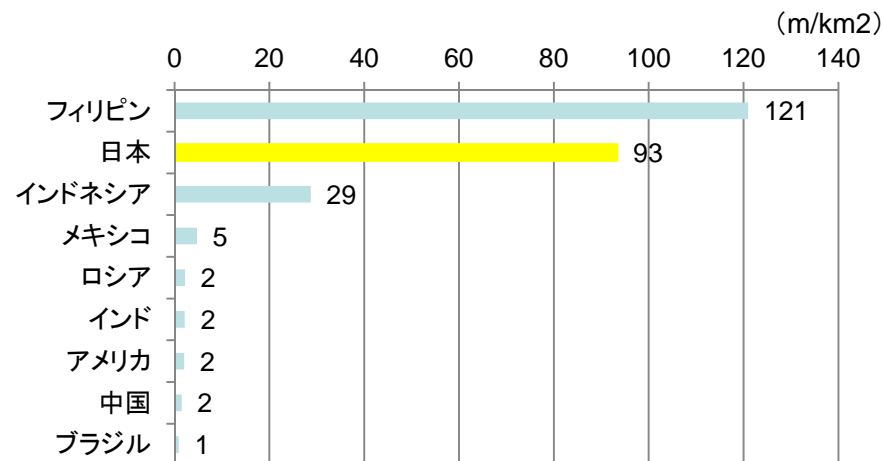
海岸管理の現状について

我が国の海岸線延長の特徴

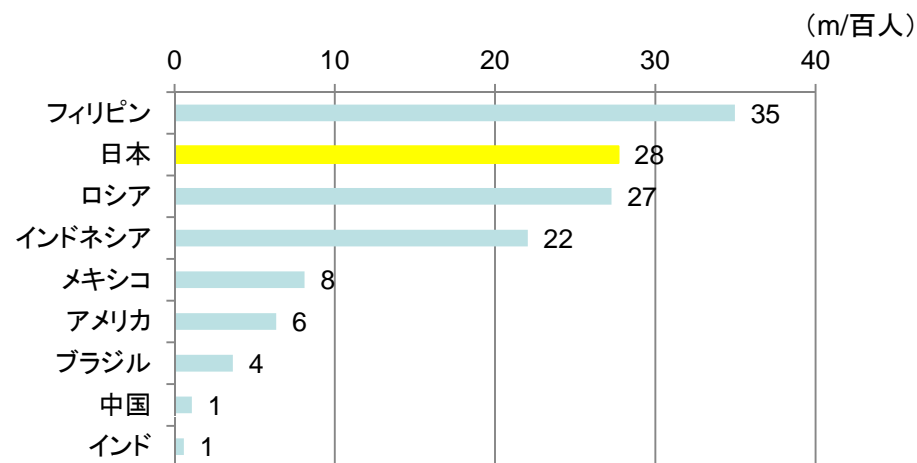
世界の海岸線の延長



主な国の面積あたりの海岸線延長※



主な国の人口あたりの海岸線延長※



【出典】

人口及び面積)

日本:総務省統計局「人口推計」、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

外国:「U.S.Central Intelligence Agency,The Factbook 2012」

海岸線延長)

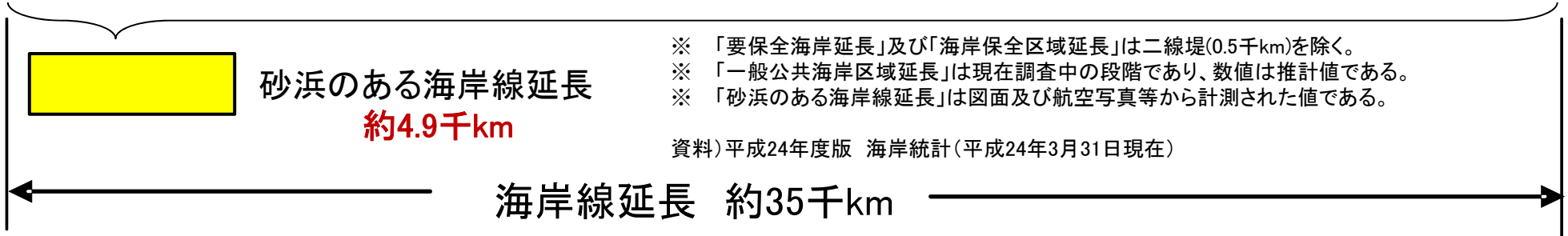
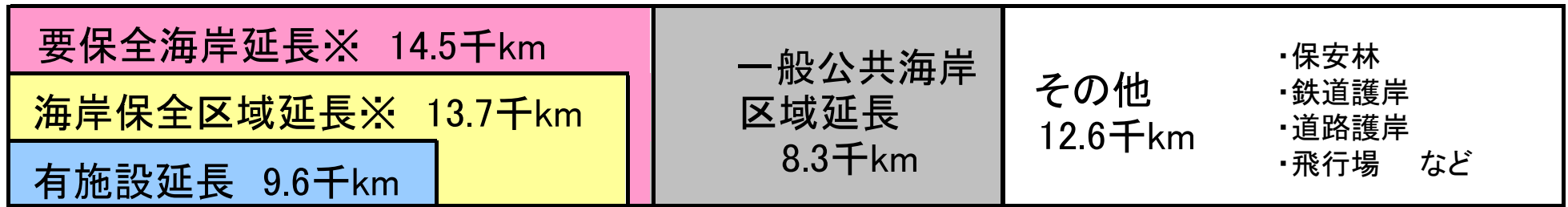
日本:「海岸統計(平成24年度版)」

外国:「U.S.Central Intelligence Agency,The Factbook 2012」

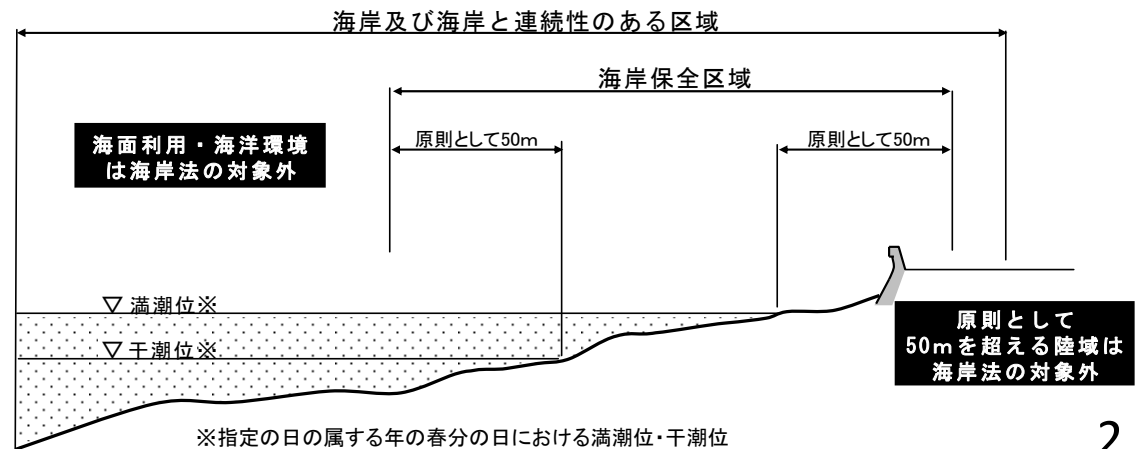
※海岸線の延長が上位20位の国のうち、人口一億人以上の国のみ抽出して比較

我が国の海岸線の概要

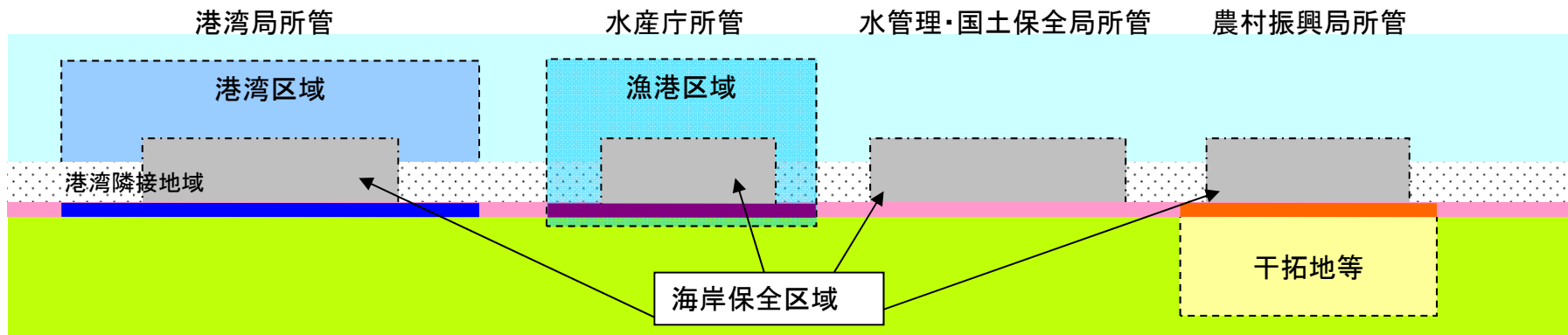
- 日本の海岸線の総延長は約35千kmと極めて長大であり、このうち防護工事の対象となる海岸として、約14千kmが海岸保全区域に指定されている。海岸線の概要は以下のとおりである。



海岸法の適用範囲



海岸省庁の役割分担



※ 海岸保全区域以外は一般公共海岸区域



海岸に隣接する農地



漁業を支える漁港



砂浜海岸



国際・国内物流を支える港湾

海岸法の制定(昭和31年)

- 昭和28年9月に東海地区に上陸した台風13号により、愛知県を中心として被害が全国に及び、復旧対策として特別立法が制定されて特別の国庫負担率が適用されるとともに、計画潮位や波のうちあげ高の検討等の復旧計画が工学的に決められるなど、我が国の「海岸」史上特筆すべき台風となった。また、この台風による全国規模での被害、復旧に係る特別立法が海岸法制定の契機となり、昭和31年に「海岸法」が制定された。

昭和28年9月台風13号による被害



愛知県豊橋市神野新田地区の海岸堤防が決壊



とこなめし
愛知県常滑市 榎戸付近の海岸



愛知県名古屋市大江付近

海岸法の改正(平成11年)

- 海岸法は、頻発していた油流出事故への適切な対応、自動車の乗入れ等による海岸環境の悪化から貴重な動植物の生息・生育環境を保全する制度となっていないことや、長大な海岸線に比して、海岸保全区域以外の海岸については法律の対象となっていないことなどの問題点があったこと等を踏まえ、平成11年に、法目的に海岸の「環境の整備と保全」、「適正な利用の確保」を追加するとともに、法定外公共物であった国有海浜地を一般公共海岸区域として法の対象とするなど、43年ぶりに抜本的な改正を行い現在に至る。

海岸法 第一条(目的)

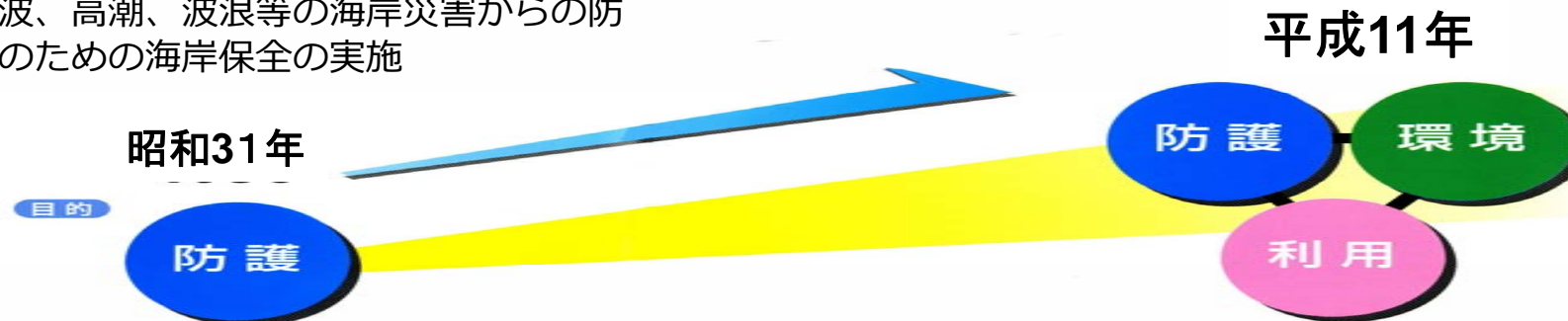
この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。

海岸法の一部改正

- 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設
- 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
- 海岸法の対象となる海岸の拡張（一般公共海岸区域の創設）
- 国の直轄管理制度の導入

海岸法の制定

- 津波、高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施



海岸法の概要

1. 海岸法(昭和31年法律第101号)の目的

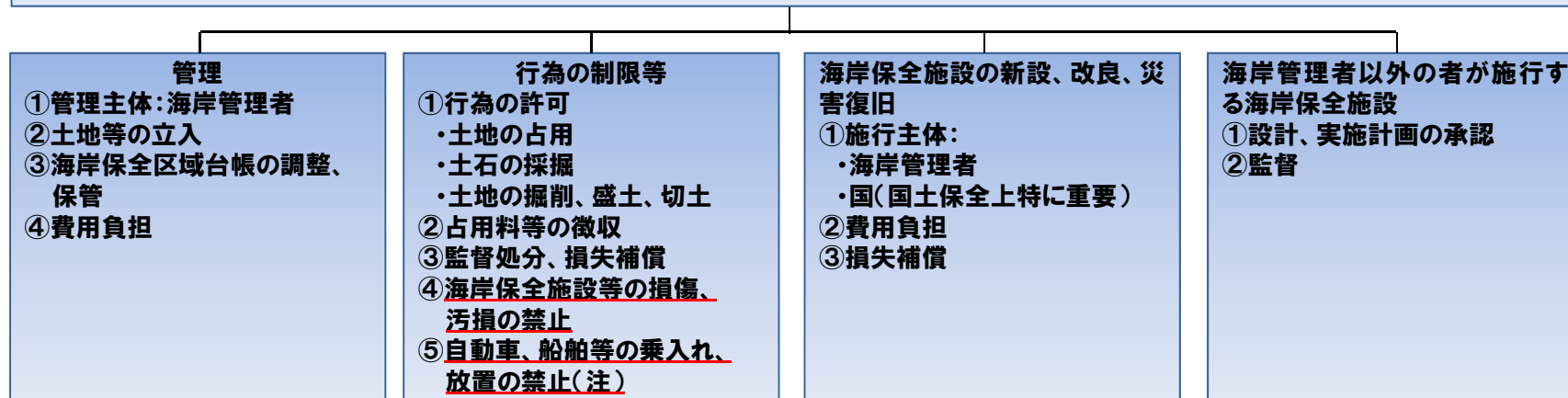
津波、高波、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適切な利用を図り、もって国土の保全に資するため、海岸管理者、一般公共海岸区域、海岸保全区域、海岸保全施設、費用負担等について定めたものである。

2. 海岸法の概要

- ・海岸保全基本方針の策定 → 作成主体:主務大臣
- ・海岸保全基本計画の策定 → 作成主体:都道府県知事

海岸保全区域の指定

- (1) 海岸保全区域:防護すべき海岸に係る一定の区域
- (2) 指定される区域
 - ①陸側:原則、満潮時の水際線から50m以内
 - ②海側:原則、干潮時の水際線から50m以内
 ①、②とも地形、地質、潮位、潮流等の状況により50mを越えて指定できる
- (3) 指定権者:都道府県知事



一般公共海岸区域の管理

- (1) 一般公共海岸区域:国が所有する公共の用に供されている海岸の土地及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面の区域のうち、海岸保全区域を除いた区域
- (2) 管理主体:海岸管理者(注1)
- (3) 行為制限:土地の占用、土石の採取、土地の掘削・盛土・切土
施設又は工作物の損傷又は汚損、自動車・船舶等の乗入れ・放置(注)

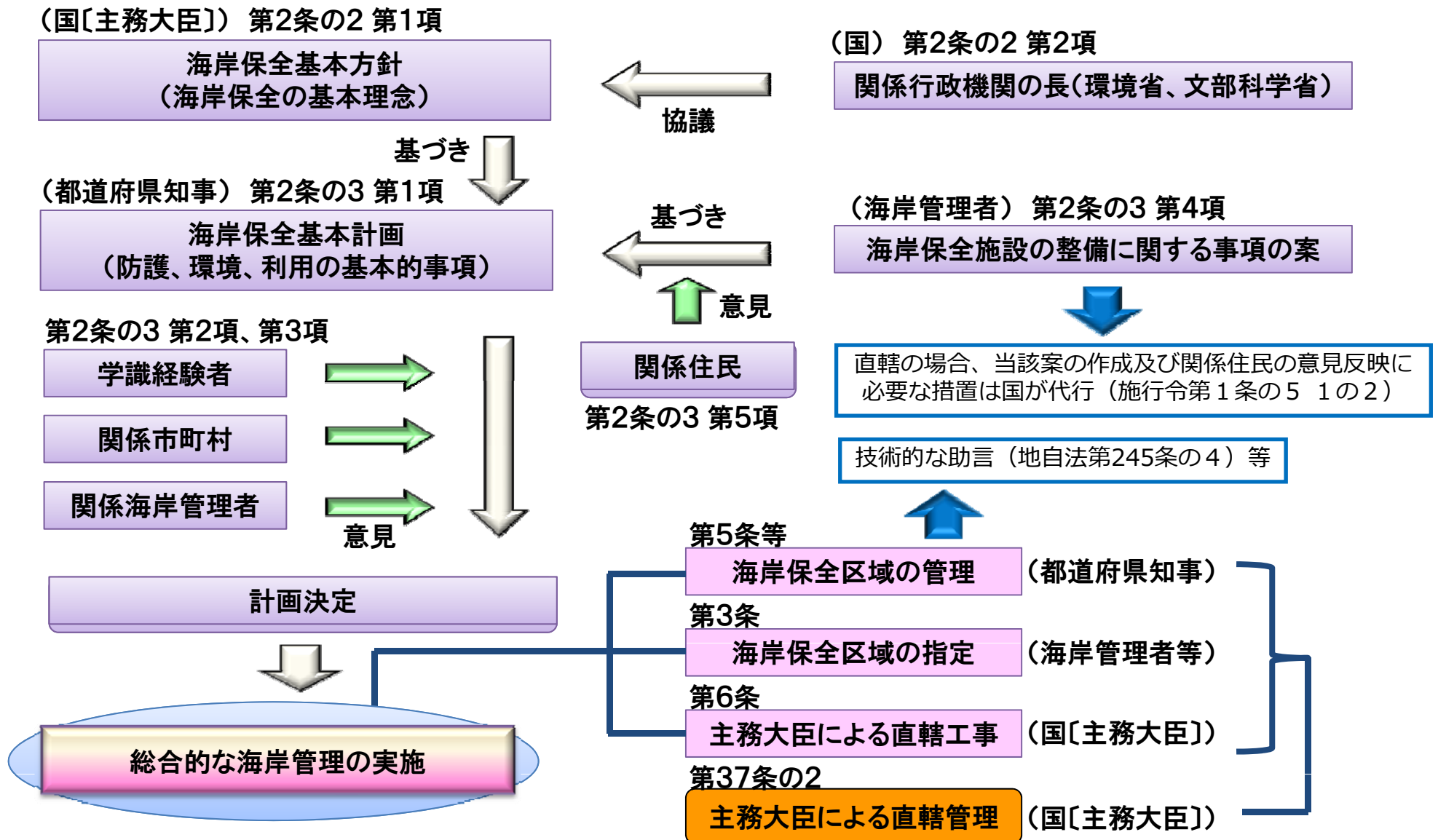
主務大臣による管理

国土保全上極めて重要であり、かつ、地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適當な海岸で政令で指定したものに係る海岸保全区域の管理

(注) 海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る

————— :平成11年に海岸法を改正した箇所

地域の意見を反映した海岸整備の計画制度



海岸保全施設の例



堤防



離岸堤



人工リーフ(潜堤)



突堤



ヘッドランド



消波工



陸閘



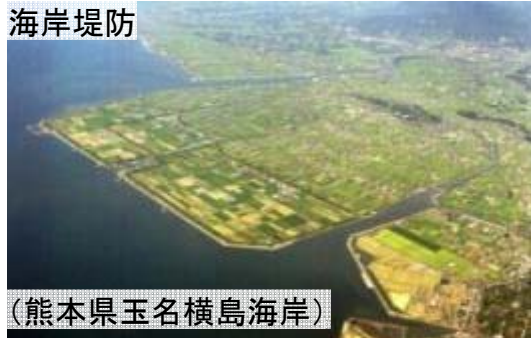
水門

海岸事業1 津波、高潮等対策

- 津波、高潮、波浪等の災害から海岸を防護するために、堤防、護岸、離岸堤、津波防波堤等の海岸保全施設の新設、改良等による対策を推進する。



低気圧による高波災害
(平成20年、富山県下新川海岸)



海岸堤防

(熊本県玉名横島海岸)



津波防波堤

釜石港湾口防波堤

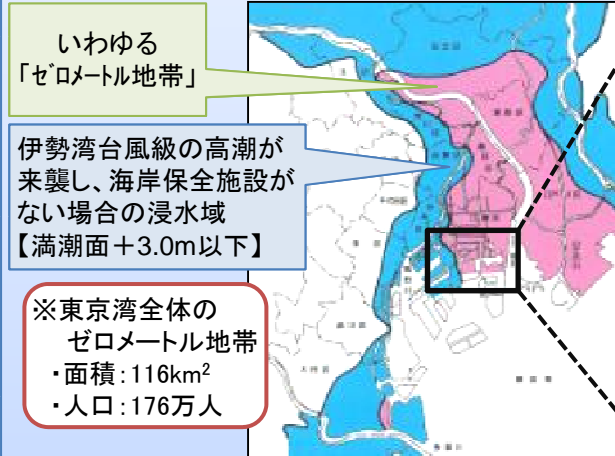
南端 1,100m

開口幅 350m

北端 2,700m

(岩手県釜石港海岸)

ゼロメートル地帯の事例(東京港海岸)



江東地区における整備



江東地区における海岸保全施設



海岸事業2 侵食対策

■ 海岸侵食による被害を防ぎ、防護、環境、利用の調和を図りつつ海岸を保全するため、離岸堤、突堤等の海岸保全施設の新設、改良や養浜等の対策を推進する。

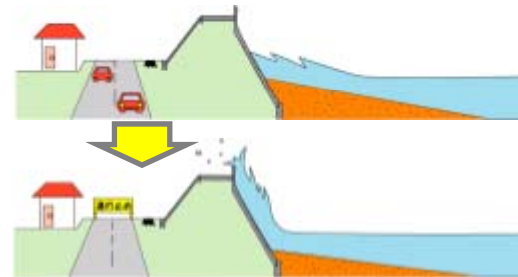
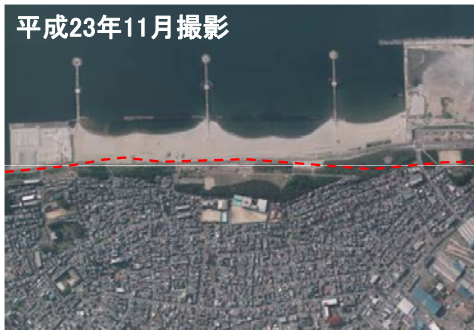
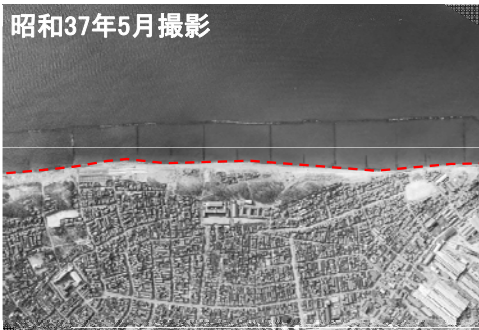
えんべつ
北海道 遠別海岸の侵食状況



ももぎきはま
新潟県 桃崎浜海岸の侵食状況



新潟県 新潟港海岸における侵食対策



消波機能を有する砂浜の侵食により、海岸防護の機能が損なわれる



侵食対策により、防護、景観、環境、利用の調和した海岸が形成される

侵食対策の例

離岸堤



人工リーフ



ヘッドランド



海岸事業3 海岸環境事業

- 海岸における良好な景観や動植物の生息・生育環境を維持、回復し、また、安全で快適な海浜の利用を増進するための海岸保全施設整備等を行う。

海岸生物に配慮した海岸保全施設配置の例

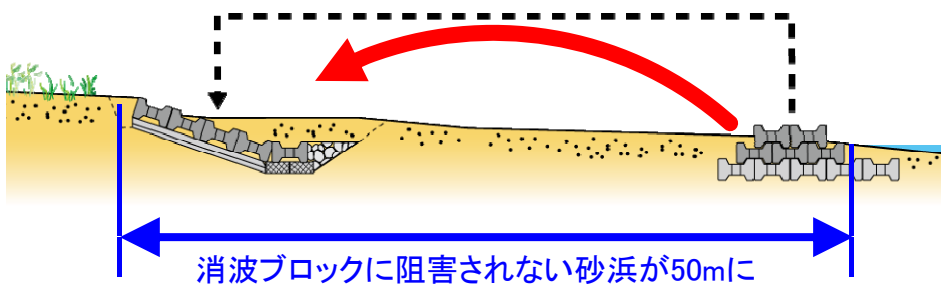


露出した消波ブロックが産卵のために上陸するウミガメの進路を阻害



地元住民、有識者、環境団体関係者、行政等が連携し検討

消波堤のブロックを移設し、緩傾斜護岸を整備



安全で快適な砂浜の再生の事例

- 消波ブロックを、沖合の離岸堤に転用し、砂浜を再生
- 防護機能の確保と、環境負荷の低減、景観・利用への配慮を同時に実現



利用者に配慮した海岸保全施設の事例



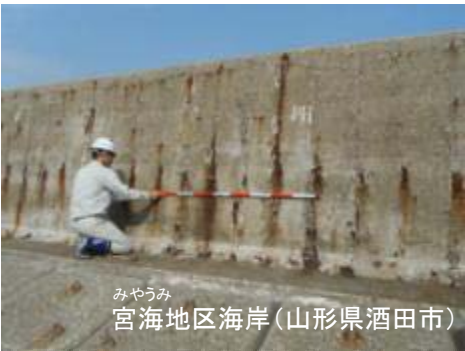
海岸の管理について(維持管理の状況)

- 海岸の管理は、海岸保全施設の機能維持、海岸保全区域内の適正な利用等に関して、巡視・点検等により「状況把握」を行い、適切な「維持管理」を実施することが基本。

状況把握の例



■ 縦横断測量



■ 堤防点検



■ 海岸巡視



維持管理の例



■ 施設の補修



■ 施設の補修



■ 不法行為への対応

海岸の管理について(占有許可、行為の制限等)

○海岸保全区域の占有（法第7条等） ※一般公共海岸区域：法第37条の4等

法第7条第1項 海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占有しようとするときは、海岸管理者の許可を受けなければならない。

○海岸保全区域における行為の制限（法第8条等） ※一般公共海岸区域：法第37条の5等

法第8条第1項 海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

- 一 土石（砂を含む。）を採取すること。
- 二 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。
- 三 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

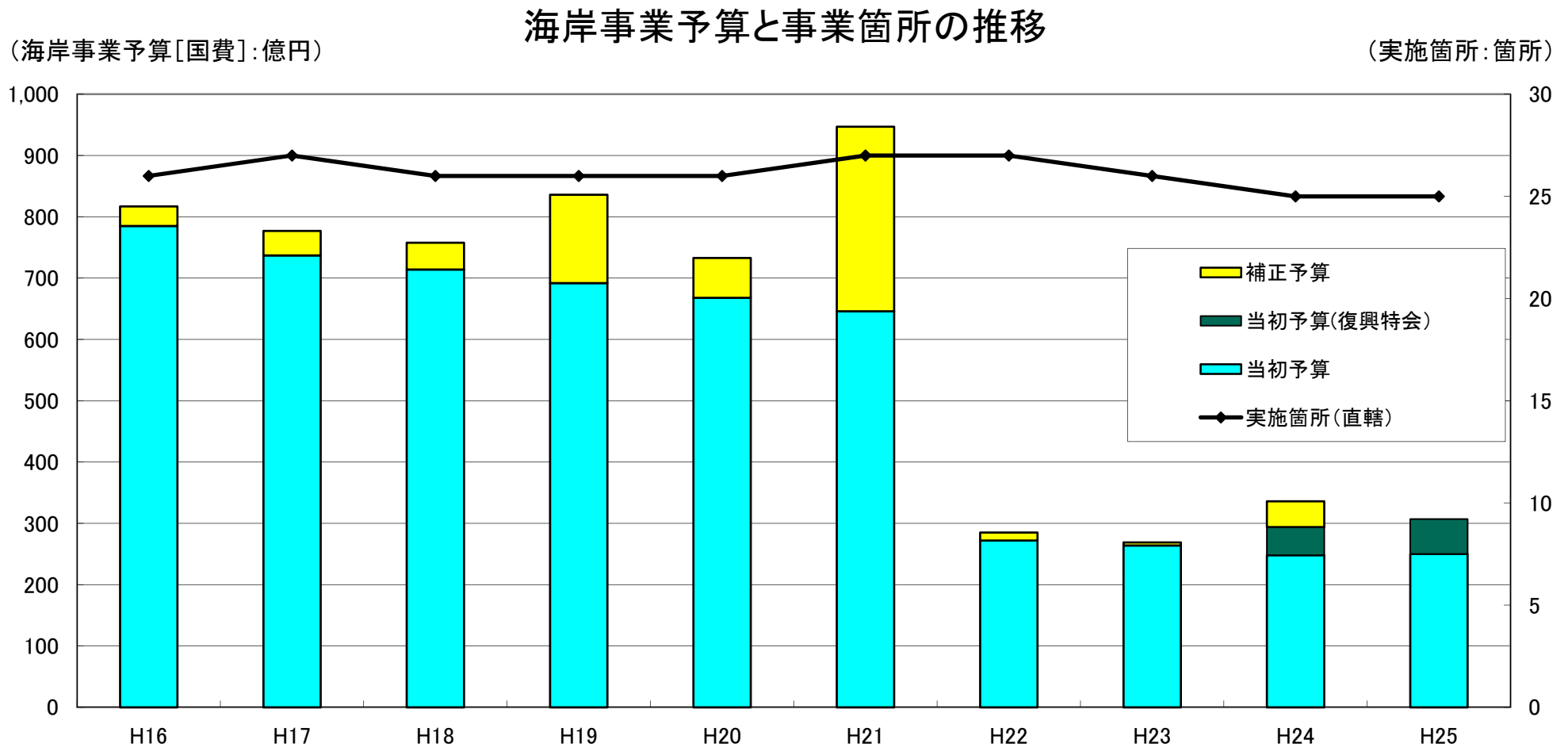
○海岸保全区域内の指定区域における施設の損傷等や自動車、船舶の乗入れ等の禁止（法第8条の2等） ※一般公共海岸区域：法第37条の6等

法第8条の2第1項 何人も、海岸保全区域（第2号から第4号までにあつては、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物を損傷すること。
- 二 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。
- 三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。
- 四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるものを行うこと。

海岸事業費の推移

■ 当初予算の落ち込みを、補正予算で補っている状況。



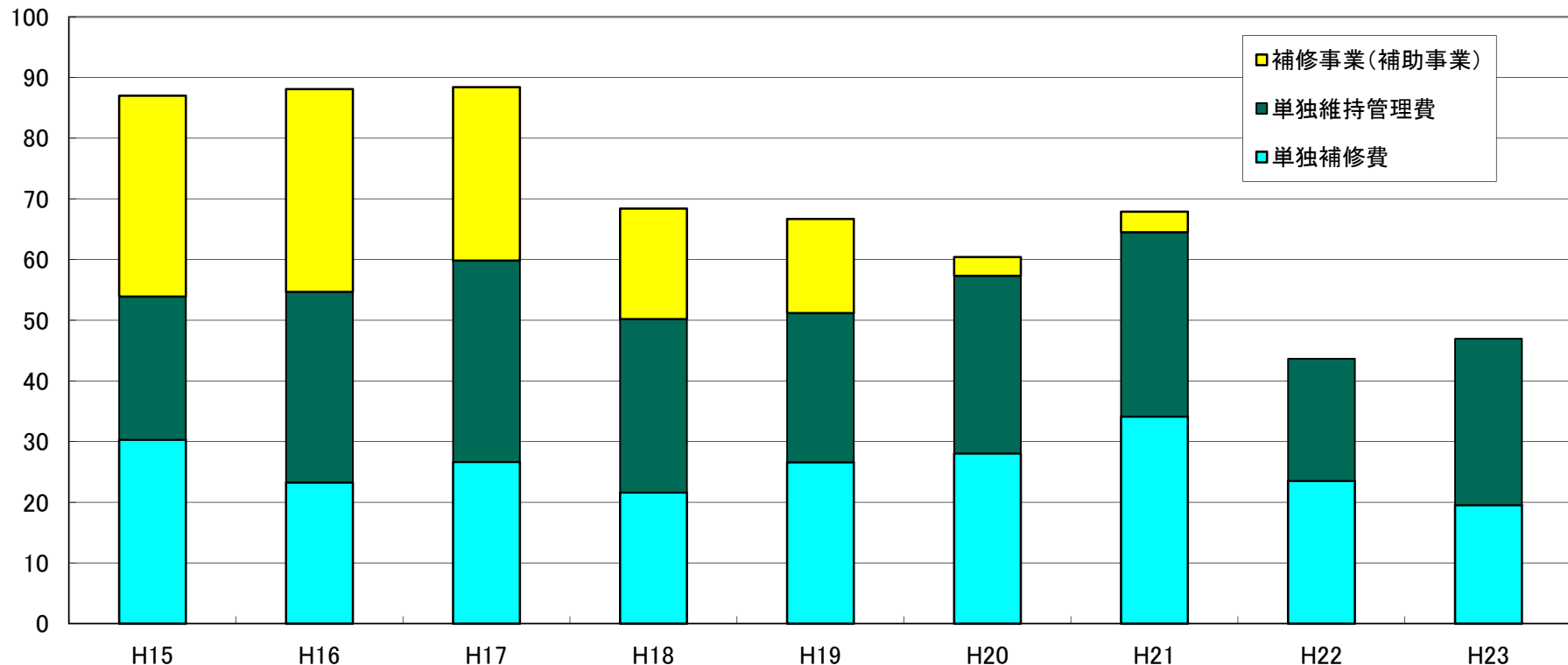
※平成22年度から、補助事業の大半が交付金事業へ移行したため、海岸事業予算としては落ち込んでいる。

維持管理費の推移

- 単独維持管理費や単独補修費の事業費は年度により異なるが、伸び率はほぼ横ばいの状況。
- 必ずしも必要な維持管理の予算が確保されているのかは不明。

地方公共団体における海岸維持管理費予算の推移

(億円)



※1:「補修事業(補助)」には、一部国費を含む。なお、H19でこの事業が廃止となり、H20、H21は新たに創設された「老朽化対策緊急事業(補助)」に要した費用を計上(一部国費含む)

※2: H22から、補助事業の大半が交付金事業へ移行したため、「老朽化対策緊急事業」は計上していないため維持管理費予算としては落ち込んでいる。